

5 酒税率一覧表(令和5年10月1日～令和8年9月30日)

1. 酒税法第23条関係

| 酒類の分類 | アルコール分等 | 1 k1 当たり税率 |
|-----------------------------|------------------------------------|--|
| ○発泡性酒類 | | |
| ビール | 発泡性の有無を問わない | 181,000円 |
| 発泡酒 | 次の3つに該当するものを除く | 181,000円 |
| | 麦芽比率25%以上50%未満(アルコール分10度未満) | 155,000円 |
| | 麦芽比率25%未満(アルコール分10度未満) | 134,250円 |
| いわゆる「新ジャンル」(アルコール分10度未満)(※) | | |
| その他の発泡性酒類 | ビール、発泡酒以外でアルコール分10度未満であって発泡性を有するもの | 80,000円 |
| ○醸造酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く) | | |
| 清酒 | 100,000円 | |
| 果実酒 | | |
| その他の醸造酒 | | |
| ○蒸留酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く) | | |
| 連続式蒸留焼酎 | 21度以上 21度未満 | 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円 |
| 単式蒸留焼酎 | | |
| 原料用アルコール | | |
| ウイスキー | 37度以上 37度未満 | 370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円 |
| ブランデー | | |
| スピリッツ | | |
| ○混成酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く) | | |
| 合成清酒 | | 100,000円 |
| みりん | | 20,000円 |
| 甘味果実酒 | 13度以上 13度未満 | 120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円 |
| 粉末酒 | | 390,000円 |
| 雑酒 | みりん類似 | 20,000円 |
| | 21度以上 21度未満 | 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円 |

(※) いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたものでエキス分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキス分が2度以上のもの。

(注) 「一定の物品」とは、次のものをいう。

- イ たんぱく質分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル
- ロ たんぱく質分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維
- ハ とうもろこし、たんぱく質分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

| 品目 | アルコール分等 | 1 k1 当たり税率 |
|---------|-----------|------------------------------|
| 連続式蒸留焼酎 | 9度以上13度未満 | 80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算 |
| 単式蒸留焼酎 | | |
| ウイスキー | 9度未満 | 80,000円 |
| ブランデー | | |
| スピリッツ | | |

3. 租税特別措置法第87条関係(令和6年度～令和10年度)

事業計画等について承認を受けた者(承認酒類製造者)が、次の(1)から(9)までのいずれにも該当しない、かつ、前年度の総課税移出数量が3,000k1以下である場合には、当年度酒税累計額に応じて1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

- (1) 前年度の末日において常時使用する従業員の数が300人を超える個人
- (2) 前年度の末日において資本金等の額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人(特定大法人)
- (3) 前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人
- (4) 前年度の末日において法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人による完全支配関係があることとなる時の当該法人
- (5) 酒税法第7条第1項の規定により製造免許を受けている者以外の者(製造免許を有しない者)
- (6) 酒税法第7条第3項(第4号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けて同条第1項の規定により製造免許を受けている者であって、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者(試験製造免許のみを有する者)
- (7) 前年度の末日以前2年内において酒税の滞納処分を受けた者
- (8) 酒税法第10条第3号から第5号まで又は第7号から第8号までに規定する者(免許の取消要件に該当する製造者)
- (9) 酒類業組合法第84条第2項又は第86条の4の規定による命令に違反した者

| 当年度 酒税累計額 | 軽減割合 | | | |
|-----------------------|-------------------------|---------------------|-----------------------|----------|
| | 前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量 | | | |
| | 400k1以下 | 400k1超 1,000k1以下 | 1,000k1超 1,300k1以下 | 1,300k1超 |
| 5,000万円以下 | 20% | 15% | 10% | 5% |
| 5,000万円超 8,000万円以下 | 10% | 7.5% | 5% | 2.5% |
| 8,000万円超 1億円以下 | 5% | 3.75% | 2.5% | 1.25% |

(注) 実績報告書を適用年度の翌5月31日までに提出しない場合には、適用できない。

4. 所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)附則第54条、第55条及び第63条関係(経過措置)

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300k1以下である者(前年度の総課税移出数量が10,000k1超の酒類の製造者を除く。)が、当年度に移出する酒類の200k1までのものについては、1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

なお、前年度の課税移出数量が1,000k1超～1,300k1以下の場合には上段の軽減割合、1,000k1以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

| 品目 | 清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1) | 果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1) | 合成清酒、発泡酒(注1) | ビール |
|------|--|------------------------------|--------------|------|
| 軽減割合 | 10% | 20% | 5% | 7.5% |
| | 20% | 28.9%(注2) | 10% | 15% |

(注) 1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。

2 正確には90分の26

3 令和6年度以降は、事業計画等について承認を受けた者(承認酒類製造者)が、令和6年3月31日までに旧制度を適用する旨の届出書を提出した場合に適用できる。ただし、一度、旧制度の適用をやめる旨の届出書を提出し新制度を適用することとした場合には、新制度を適用することとした年度以降は、この表の軽減割合を適用できない。

酒税率一覧表(令和2年 10月1日～令和5年9月30日)

1. 酒税法第23条関係

| 酒 類 の 分 類 | アルコール分等 | 1 kl 当 た り 税 率 |
|-------------------------------------|---|---|
| ○発泡性酒類 (基本税率) | | |
| ビ ー ル | | 200,000円 |
| 発 泡 酒 | 麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上 | 200,000円 |
| | 麦芽比率25%以上 (アルコール分10度未満) | 167,125円 |
| | 麦芽比率25%未満 (アルコール分10度未満) | 134,250円 |
| その他の発泡性酒類 | いわゆる「新ジャンル」(アルコール分10度未満で発泡性を有するもの)(※) | 108,000円 |
| | ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類(アルコール分10度未満で発泡性を有するもの) | 80,000円 |
| ○醸造酒類 (基本税率) | | |
| 清 酒 | | 110,000円 |
| 果 実 酒 | | 90,000円 |
| そ の 他 の 醸 造 酒 | | 120,000円 |
| ○蒸留酒類 (基本税率) | | |
| | 21度以上 21度未満 | 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円 |
| 連 続 式 蒸 留 焼 酎 | 21度以上 21度未満 | 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円 |
| 単 式 蒸 留 焼 酎 | | |
| 原 料 用 ア ル コ ー ル | | |
| ウ イ ス キ ー ブ ラ ン デ ー ス ピ リ ッ ツ | 37度以上 37度未満 | 370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円 |
| ○混成酒類 (基本税率) | | |
| | 21度以上 21度未満 | 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円 |
| 合 成 清 酒 | | 100,000円 |
| み り ん | | 20,000円 |
| 甘 味 果 実 酒 リ キ ュ ー ル | 13度以上 13度未満 | 120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円 |
| 粉 末 酒 | | 390,000円 |
| 雑 酒 | みりん類似 21度以上 21度未満 | 20,000円 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円 |

(※) いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたものでエキス分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキス分が2度以上のもの。

(注) 「一定の物品」とは、次のものをいう。
 イ たんぱく質物分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル
 ロ たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維
 ハ とうもろこし、たんぱく質物分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

| 品 目 | アルコール分等 | 1 kl 当 た り 税 率 |
|---|-----------|------------------------------|
| 連 続 式 蒸 留 焼 酎 単 式 蒸 留 焼 酎 ウ イ ス キ ー ブ ラ ン デ ー ス ピ リ ッ ツ | 9度以上13度未満 | 80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算 |
| | 9度未満 | 80,000円 |

3. 租税特別措置法第87条及び第87条の4関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者(前年度の課税移出数量の合計が10,000kl超の酒類の製造者を除く)が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

| 品 目 | 軽減割合 | | | | | |
|--|------------|-----------|------|---------------|---------------|---------------|
| | 平成30 年度 | 令和元 年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 |
| | | | ～9月 | 10月～ | | |
| 清酒、連続式蒸留焼酎、 単式蒸留焼酎、果実酒(その 他の発泡性酒類に該当するもの に限る)(注1) | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% |
| | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% | 20% |
| 果実酒(その他の発泡性酒類に 該当するものを除く)(注1) | 10% | 10% | 10% | 20% | 20% | 20% |
| | 20% | 20% | 20% | 28.9% (注3) | 28.9% (注3) | 28.9% (注3) |
| 合成清酒、発泡酒(注1) | 5% | 5% | 5% | 5% | 5% | 5% |
| | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% |
| ビール(注2) | 7.5% | 7.5% | 7.5% | 7.5% | 7.5% | 7.5% |
| | 15% | 15% | 15% | 15% | 15% | 15% |

(注) 1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。(平成30～令和4年度)

2 当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは、下記に応じた軽減割合が適用される。

- 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%(平成27年度以降は15%又は7.5%)
- 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日まで15%又は7.5%

3 正確には90分の26

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(令和6年12月現在)

| 品 目 | 区 分 | 容 量 | アルコール分 | 代表的なもの | 酒 税 額 | 消費税額 | 酒税等負担率 |
|-------------------------|-----|-------|--------|--------------------|--------|--------|--------|
| | | | | の小売価格 (税込) ① | | | |
| | | ml | % | 円 | 円 | 円 | % |
| ビ ー ル | | 633 | 5.0 | 362 | 114.57 | 32.91 | 40.7 |
| | | 350 | 5.0 | 224 | 63.35 | 20.36 | 37.4 |
| 発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの) | | 350 | 5.5 | 190 | 46.99 | 17.27 | 33.8 |
| 発 泡 酒 (発 泡 酒 ②) | | 350 | 5.0 | 184 | 46.99 | 16.73 | 34.6 |
| 清 酒 | | 1,800 | 15.0 | 2,200 | 180.00 | 200 | 17.3 |
| 果 実 酒 | | 720 | 11.0 | 721 | 72.00 | 65.55 | 19.1 |
| 連続式蒸留焼酎 | | 1,800 | 25.0 | 1,595 | 450.00 | 144.97 | 37.3 |
| 単式蒸留焼酎 | | 1,800 | 25.0 | 2,021 | 450.00 | 183.68 | 31.4 |
| ウ イ ス キ ー | | 700 | 43.0 | 2,101 | 301.00 | 191.00 | 23.4 |

(注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。

また、ビール、発泡酒はオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。

なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。

2 発泡酒(発泡酒②)とは、酒税法第3条第18号ロに規定する発泡酒の内、平成29年改正法附則第36条第5項第2号に該当するものをいう。

3 消費税率は10%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

| 品 目 | 年 度 | 昭和 | 平成 | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | 令和 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|--------------------------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 55 | 元 | | | | | | | 元 | | | | | |
| ビ ー ル (大びん: 633ml) | | 42.5 | 46.9 | 44.1 | 46.5 | 46.5 | 45.1 | 45.1 | 46.6 | 47.3 | 45.1 | 47.5 | 44.3 | 40.7 | 40.7 |
| 清 酒 (1.8ℓ) | | 24.1 | 21.9 | 16.4 | 17.9 | 17.9 | 16.2 | 15.8 | 18.1 | 19.6 | 18.8 | 18.8 | 18.2 | 17.3 | 17.3 |
| 連続式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ) | | 10.9 | 22.7 | 21.3 | 35.8 | 35.8 | 36.0 | 36.0 | 37.8 | 38.9 | 38.9 | 38.9 | 37.8 | 37.5 | 37.3 |
| 単式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ) | | 7.2 | 14.3 | 13.5 | 27.9 | 32.0 | 29.9 | 29.9 | 31.8 | 33.1 | 33.1 | 33.1 | 31.5 | 30.8 | 31.4 |
| ウ イ ス キ ー (43度、700ml) | | 47.3 | 41.3 | 41.3 | 22.8 | 22.8 | 21.8 | 21.8 | 22.2 | 23.6 | 23.6 | 23.6 | 23.6 | 23.4 | 23.4 |

(注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。

2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。

3 ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。